

平成18年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査
(平成18年度調査)の結果について

平成19年5月16日
中央社会保険医療協議会
診療報酬改定結果検証部会

1 特別調査(平成18年度調査)の実施について

診療報酬改定結果検証部会(以下、「検証部会」という。)では、平成18年7月12日に策定した「平成18年度診療報酬改定の検証方針」に掲げられた特別調査12項目のうち、平成18年度早急に着手する項目として、次の5項目を選定し、調査を行った。

- (1) 保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況調査
- (2) ニコチン依存症管理料算定保険医療機関における禁煙成功率の実態調査
- (3) リハビリテーション実施保険医療機関における患者状況調査
- (4) 後発医薬品の使用状況調査
- (5) 歯科診療における文書提供に対する患者意識調査

この特別調査は外部委託により実施することとし、実施に当たっては調査機関、検証部会委員、関係者等により構成された「調査検討委員会」における具体的な調査設計及び集計、分析方法の検討を経て行った。

調査結果については、調査報告書案として平成19年4月18日に開催した当検証部会に報告を行い、その評価についての検討を行った。

その後、「調査検討委員会」において、当検証部会としての評価を付した結果を取りまとめたので報告する。

5 「後発医薬品の使用状況調査」の結果について

(1) 調査の目的

保険薬局における「後発医薬品への変更可」に処方医の署名等がある処方せんの受付状況等の把握、および保険薬局において実際に後発医薬品に変更して調剤した医薬品の状況等の把握を目的とした。

(2) 調査方法及び調査の概要

- ・ 全国の保険薬局から 1,000 薬局を無作為抽出し、平成 18 年 11 月に調査票を発送。
- ・ 施設属性、処方せん枚数等(様式 1)、実際に調剤した薬剤料(様式 2。10/23～10/29 の 1 週間の状況)を調査。

(3) 回収の状況

発送数：1,000 薬局 回収数：635 薬局(63.5%)
様式 2 に記載された処方せん枚数 1,032 枚(177 薬局分)

(4) 主な結果

- ・ 「後発医薬品へ変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんの割合は、全体の処方せんの約 17%、処方医の署名等がある処方箋のうち、実際に後発医薬品に変更された処方せんの割合は約 6%であった。(報告書 8、9 ページ：図表 12、13)
- ・ 後発医薬品へ変更した薬局(293 薬局)において、後発医薬品へ変更可の処方せん(後発医薬品が存在するもの)に占める、実際に後発医薬品に変更した処方せんの割合についてみると、78 薬局が 5%未満である一方、41 薬局が 90%以上であり、薬局ごとに大きなばらつきが見られた。(報告書 16 ページ：図表 27)
- ・ 「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんを取り扱った薬局において、
 - ① 患者が後発医薬品への変更を希望したが、処方せんの「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がなかった場合の対応として、「設問のようなケースはなかった」は約 44%、「その旨を患者さんに説明の上、変更しなかった」は約 34%、「処方医に照会し、了解を得て変更した」は約 24%であった。(報告書 21 ページ：図表 35)
 - ② 「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんを持参した患者に対する後発医薬品への変更に関する説明は、全薬局のうち約 7 割の薬局が、「すべての患者さんに説明できている」又は「ほぼすべての患者さんに説明できている」であった。(報告書 27 ページ：図表 46)
 - ③ 「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんを取り扱

った薬局において、患者一人当たりの平均説明時間は、患者が後発医薬品を選択した場合は9.20分、選択しなかった場合は4.86分であった。（報告書30ページ：図表52）

- ・ 調査対象となった全635薬局において、平成17年10月と平成18年10月の備蓄品目数を比較すると、全品目の品目数の伸び率は10%未満の薬局が344薬局と一番多くなっていたが、後発医薬品の品目数の伸び率は50%以上が215薬局と一番多くなっていた。（報告書41ページ：図表71）
- ・ 実際に後発医薬品へ変更した場合の保険医療機関への情報提供について、薬局が保険医療機関側から受けた要望・苦情の内容として、調剤した銘柄等の情報は毎回は不要（調剤した後発医薬品の銘柄が、前回の後発医薬品の銘柄から変更された場合のみでよい）の旨が複数見られた。（報告書45ページ）
- ・ 実際に後発医薬品に変更された処方せんについて、実際に調剤した薬剤料は、記載銘柄により調剤した場合の薬剤料の約66%となっていた。（報告書47ページ：図表77）

（5）検証部会としての評価

全処方せんのうち、後発医薬品に変更された処方せんの割合はまだ低く、今後の改善が望まれる。とりわけ、「変更可」の処方せんのうち、薬局で実際に後発医薬品に変更された割合は約6%で、かつ薬局ごとに変更率に大きなばらつきがあることが明らかになった。

こうしたことから、平成19年度において継続調査を実施し、その中で薬局において後発医薬品への変更が進まない理由を調査し、後発医薬品の使用促進策を検討する必要がある。

また、同様の視点から平成19年度調査においては医療機関等を調査対象として、処方医の属性や意識等と「変更可」の状況との関係を調査する必要がある。